

会員情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて以下の事項をご確認のうえお申し込みください。なお、会員情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約(第2章)としてあらためてお届けします。

1. 会員情報の収集、保有、利用

株式会社北洋銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)は、法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主(以下総称して「法人会員等」という。)ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方(以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。)の会員情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

(1)当行または JCB もしくは当行および JCB(以下「両社」という。)との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、次の①～⑧の会員情報を収集、利用します。

- ①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
- ②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
- ③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
- ④会員のカードの利用内容、支払責任者(法人会員およびカード使用者のうち法人等を代表する権限のある方をいい、以下「代表使用者」という。)の支払い状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
- ⑤法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等、当行または JCB が収集した代表者等(下の 2.(1)に定めるものをいう。)のクレジット利用・支払履歴。
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑦当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2)以下の目的のために上の(1)①～⑤の会員情報を利用します。ただし会員が下の③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ②当行または JCB もしくは両社のクレジットカード事業その他の当行または JCB もしくは両社の事業(当行または JCB 定款記載の事業をいう。 以下「両社事業」という場合において同

じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3)当行、JCB および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上の(1)①～⑤の会員情報を共同利用します。(当該提携会社は、次のホームページにてご確認ください。

<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)

(4)以下の当行または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)は、共同利用会社のサービス提供等のため、上の(1)①～④の会員情報を共同利用します。

・株式会社 JCB トラベル:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供のため

・株式会社 ジェーシービー・サービス:保険サービス等の提供のため

(5)上の(3)(4)の共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

2. 個人情報機関が保有する信用情報の利用および個人情報機関への信用情報の提供等

(1)本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、当社は加盟する個人情報機関(以下「加盟個人情報機関」という。)および当該機関と提携する個人情報機関(以下「提携個人情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報((4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人情報機関に照会します。

(2)(1)の照会により、これらの個人情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用されます。

(3)本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。)に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4)加盟個人情報機関が、当該機関および提携個人情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供します。

ア. (3)により、加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 加盟個人情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ. 加盟個人情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報②加盟個人情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利

用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ. ③に基づく信用情報の提供③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。

(5)加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者は個人情報を相互に提供し、利用します。

3. 会員情報の開示、訂正、削除

会員等は、当行、JCB、JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社はすみやかに訂正または削除に応じます。

4. 会員情報の取り扱いに関する不同意

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上の 1.(2)③または同④への中止の申し出を除く。)は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

5. 契約不成立時および退会後の会員情報の利用

(1)両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上の 1.(ただし 1.(2)③および同④を除く。)および 2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(2)退会の申し出または会員資格の喪失後も上の 1.(ただし 1.(2)③および同④を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

6. 会員情報の開示、訂正、削除等会員の会員情報に関するお問い合わせ窓口

・株式会社北洋銀行クレジットカードセンター

〒064-0808 札幌市中央区南 8 条西 8 丁目 523 番地 0570-019-680

・株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

<加盟個人信用情報機関>

- 株式会社シー・アイ・シー(CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

電話番号 0570-666-414

<https://www.cic.co.jp/>

- 全国銀行個人信用情報センター

電話番号 0120-540-558

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

- 株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上の各社開設のホームページをご覧ください。

※株式会社ジェーシービー(JCB)の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式会社シー・アイ・シー(CIC)および株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。JCB 以外のカード発行会社の加盟個人信用情報機関については、カード送付時に同封されている規約集をご確認ください。

登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC
①本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②本契約の申し込みに係る事実(加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6ヵ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内
③本契約に係る事実 (入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内

④官報において公開されている情報	-	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	-
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上記のうち、個人情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上記の他、CIC および JICC については支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上記の他、JICC については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報機関	提携個人情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人情報センター
全国銀行個人情報センター	CIC、JICC

※加盟個人情報機関ならびに提携個人情報機関が「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」第3条の施行に伴い、割賦販売法第35条の3の36に規定される指定信用情報機関に指定された場合、当該指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加盟会員の依頼に応じ、当該指定信用情報機関に登録された個人情報を加盟会員に提供します。(但し、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いのサービスがないカードについてはこの限りではありません。)